Legal professional corporation
GRACE
News Letter
2015.09 vol. 21

CONTENTS

●法改正コラム	民法改正　－保証《第3弾》－	弁護士　森田博貴
●下請法コラム	親事業者からの報復措置の禁止	弁護士　大武英司
●事故コラム	事故専門部の業務内容について	弁護士　永渕友也
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「有限会社薩摩蒸氣屋」	事務員　黒岩葉子

TOPICS 法改正コラム

第9回　民法改正
－保証《第3弾》－

弁護士
森田 博貴

今月は、民法改正のうち「保証」に関する第3弾で、特に「保証契約の締結時における主債務者の情報提供義務」を取り上げます。

1. 主債務者の情報提供義務

保証人というのは、通常、主債務者から委託、すなわち「保証人になってくれ」との依頼を受けて初めてなります。そして、「絶対に迷惑をかけない」等の主債務者の甘い言葉を信じて保証人になったところ、後々、莫大な金銭請求がなされ生活に困窮するという事例がまま見られます。

こうした現状を踏まえ、改正民法は、保証人保護のため、主債務者が保証委託（第三者に「保証人になってくれ」と頼むこと）を行う場合、保証人に対して次の事項を説明しなければならないと定めました。①主債務者の財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額と弁済状況、③主たる債務の担保として提供し、又は提供しようとしているものの有無及びその内容の3つです。

2. 情報提供義務の要件

もっとも、この説明義務は、全ての保証契約で課されるわけではありません。これが課されるのは、（ア）主債務が事業目的で負担したものであること、（イ）保証委託がされること、（ウ）保証人が個人であること（法人でないこと）の3要件全てに当てはまる場合のみです。

（ア）の要件が課されるのは、一般に事業目的の債務は多額にのぼりがちだからです。（イ）は、委託を受けない場合の保証人、すなわち主債務者の意思と無関係に保証人になる者（実際には稀です）は自ら進んで保証人になる以上特別な保護を要せず、（ウ）も、個人の生活と切り離された法人財産については要保護性が乏しいとの理由によります。

3. 主債務者が義務を怠った場合の効果

では、主債務者が上記説明義務を怠った場合、保証人はどのような手を打てるでしょうか。

残念ながら、上記説明義務違反があったからといってただちに当該保証債務を免れることはできません。次の要件を全て満たす場合にはじめて、当該保証契約を事後的に取消して保証債務の弁済を免れます。その要件とは、(a) 主債務者の説明義務違反、(b)(a)によって保証人が上記①～③の事項について誤認したこと（誤認の存在、説明義務違反と誤認の因果関係）、(c)(a) 及び (b) につき債権者が知り又は知ることができたことの3つです。

なお、(c) の要件が求められるのは、自らの与り知らない事情により債権者が担保（保証）を失うことは債権者の利益に鑑みて正当化できないからです。

第７回
親事業者からの報復措置の禁止

弁護士
大武 英司

今月号をもって下請法コラムを終了し、次月号からの同コラムにおいては、知的財産法に関するコラムを新たにスタートさせる予定です。
そこで、今月号の下請法コラムではこれまでのコラムでご説明させて頂きました親事業者による「下請いじめ」の禁止をより実効的なものにする「親事業者からの報復措置の禁止」についてご説明させて頂きます。

下請法第4条1項7号は、親事業者が下請法の規定する禁止行為に及んだ場合に、「下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、（親事業者が）取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること」を禁止しております。
これは、下請法が親事業者に対していくら禁止行為を定めたとしても、親事業者が下請事業者による申告を逆恨みし、その優越的地位を利用して下請事業者に対して不利益な取扱いをすることを野放しにしたのでは、下請事業者に申告することを躊躇させ、法が親事業者の禁止行為を定めた意味が失われてしまうことから規定されたものです。

例えば、次の事案をご覧ください。
『下請事業者Ａ社は長年にわたって取引関係にある親事業者Ｂ社から、「デフレの影響で原材料費が下落しているためその分下請代金も減額せよ、下請代金は減額した分だけ支払う」などと一方的に通告され、Ａ社に何らの責任がないにもかかわらず、下請代金を減額された。そこでＡ社が中小企業庁に対してこの一連の事実を申告し、適切な指導をしてもらうように求めたところ、今度はＢ社から突然取引の停止を通告された。』

いかがでしょうか？
この事例においては、親事業者であるＢ社は「下請代金の減額」や「支払遅延」といった禁止行為を行っており下請法違反となる可能性があります。そこで、下請事業者であるＡ社は、中小企業庁に対してＢ社の違反事実の申告をしたところ、Ｂ社がＡ社との取引停止に及んだため、Ｂ社は前述の報復措置禁止の規定にも違反する可能性が高い事例です。

下請法による保護がなければ、Ａ社としてはＢ社との取引が継続できなくなることを恐れてＢ社の「下請代金の減額」の要求を甘んじて受け入れざるを得ないという状況が放置されることとなるのが現実なのかもしれません。しかし、下請法はこのような親事業者からの報復措置に対する手当てもしているため、Ａ社としてはそのような取扱いに屈することなく、中小企業庁に対して不利益な取扱いを受けたことを通告して、適切な指導をしてもらうよう求めることができるのです。

これまでご説明してきました禁止事項以外にも親事業者の行為を律する規定が下請法には多数存在します。業務委託関係にある各種取引をされていらっしゃる方にとっては、下請法の存在を知っておくだけでも、攻める際にも守る際にも有効な武器となり得ます。

具体的相談等がございましたら、是非当事務所までお問い合わせ・ご相談ください。

冒頭でも述べましたが、今回で下請法コラムを終了し、次回からは知的財産権に関するコラムを開始致します。
今後も同コラムの内容にご注目ください！

事故コラム

第1回
事故専門部の業務内容について

弁護士
永渕 友也

今年の4月から事故専門部のリーダーを務めている永渕です。本号では、グレイス事故専門部が得意とする交通事故の案件における後遺障害の立証についてご説明させて頂きます。

グレイス事故専門部に交通事故の対応をお任せ頂くメリットの一つとして、適正な後遺障害等級を獲得できるということが挙げられます。
残存症状に見合った適正な後遺障害等級を自賠責保険から認定してもらうことが、適正な賠償を受けるために不可欠です。多くの人は保険会社に後遺障害等級の認定を任せているのですが、保険会社に任せて後遺障害認定申請を行った場合、適正な後遺障害等級を獲得できないことも少なくありません。これは、後遺障害の立証が十分ではないからです。グレイス事故専門部では、医学的知識の豊富な弁護士やスタッフが、後遺障害の立証に当たります。医師の協力のもと、医療照会を行ったり、様々な検査を行うことで、丁寧に後遺障害の立証を行っていきます。このような活動により、被害者の方の残存症状に見合った適正な後遺障害等級を獲得できる可能性が各段に高くなるのです。

グレイス事故専門部では、交通事故被害者の方であれば、原則としてどのようなお怪我であってもご相談をお受けしておりますが、特に力を入れているのは、高次脳機能障害を負われた被害者の方のご相談です。

交通事故により頭部に外傷を負われた被害者の方の中には、事故前と比べて、性格が著しく変わってしまった、物忘れが激しくなった、言葉が上手く出なくなってしまった、計算が著しく遅くなってしまった等の症状が出る方がいます。このような障害を高次脳機能障害といい、事故の衝撃によって、脳や脳の神経線維が損傷することにより発症すると考えられています。

高次脳機能障害を負われた被害者の方は、外から見ると一般の方と変わらないのですが、その障害の程度によっては、仕事への復帰が困難になったり、日常生活において常時介護が必要な状態にもなってしまいます。そのため、障害の程度に見合った適正な後遺障害等級を獲得し、将来の介護費用等も含めた適正な賠償金を獲得する必要があります。

しかしながら、高次脳機能障害の立証には、様々な画像を撮影したり、多くの神経心理学検査を行わなければならず、医師との綿密な打ち合わせが必要になってきます。このような立証や打ち合わせを障害を負った被害者の方本人が行うのは不可能ですし、ご家族の方にとっても極めて難しいのが現状です。また、交通事故に詳しくない弁護士では、脳損傷の立証方法に乏しく、保険会社任せにしているのと何ら変わらないことが多いです。

この点、グレイス事故専門部では、高次脳機能障害の知識に長けた弁護士やスタッフが、被害者やそのご家族に代わり、検査オーダー等を組立て、医師との打ち合わせも行っていきます。特に、鹿児島県では、高次脳機能障害の検査をできる病院が限られているため、当事務所のノウハウは高次脳機能障害の被害者の方を強力にサポートできるはずです。

グレイス事故専門部では、高次脳機能障害等の重傷案件に特化したホームページも開設していますので、ご家族やご友人が、交通事故により重傷を負われたという方は、是非一度ホームページをご覧頂き、ご相談頂ければと思います。

★高次脳機能障害特化サイト★
http://koujinoukinousyougai.com/

News Letter
vol.21
2015.09

GRACE NEWS

＼法人・事業主向け／

セミナー開催のお知らせ

当事務所主催のセミナーにつきまして、おかげさまで毎回好評を頂いております。
11月には建設業に関連するセミナーを開催する予定です。奮ってご参加をお待ちしております。
※定員に限りがございますので、ご参加をご希望の企業様におかれましては、お早めのお申込みをお勧め致します。

「建設業の紛争類型とその予防」～その何気ない対応が会社を潰す!?～

日時：11 月 26 日 (木) 18:30 ～ 20:30　会場：未定　※決まり次第お知らせ致します。

内容：建設関連業法の概説、建設業における紛争類型の紹介とその対策、設計及び材料調達の下請け実務など

定員：30名（予定）／講師：大武英司・森田博貴／対象：法人・事業主／参加費：顧問先様は無料。その他法人・事業主様は 1 万円(税込)

特典 セミナーご参加の法人・事業主様に限り、**各種法律相談 30 分無料**（通常 5,400 円）＊セミナー参加後、別途ご予約が必要となります。

参加申込・お問合せ　☎ 099-822-0764　※申込は 11/19（木）まで。

＼事故専門部からのお知らせ／

ホームページ続々更新中！

解決実績の一部をホームページにて掲載させて頂いております。
身近にお困りの方がいらっしゃったら当事務所にご連絡ください。
WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/630/

事務員コラム
商品･サービス紹介編

事務員　黒岩　葉子

鹿児島郷土のお菓子で知られる「薩摩蒸氣屋」さんです。手頃で美味しいと、地元のみならず観光土産物の定番になっています。

VOL.11 薩摩蒸氣屋

30年くらい前からテレビ CM で流れていた『好きです!かすたどん』をご存じの方もきっといらっしゃいますよね。小学生時代の浜崎あゆみが剣道着姿のあれです。私も懐かしく思い起こしました。

今回伺ったのは鹿児島郷土のお菓子で知られる「薩摩蒸氣屋」さんです。最近は新しい商品作りも熱心で、その主力商品といえば「焼きどうなつ」。近年出店した博多阪急店で売り出したときは、長蛇の列ができて新聞記事にもなったことがありました。油で揚げず鉄板で焼く独自の味わいが人気を呼んでいます。洋菓子部門は売り上げの3割に迫るほどの勢いだそうです。職人さん同士の腕の競い合いの中で伝統が形作られていくことを実感しました。

さて、薩摩蒸氣屋の柱とも定番とも言える『三どん』をご紹介します。『三どん』とは「かすたどん」「銅鑼殿（どらどん）」「西郷どん」の3つの『どん』です。「かすたどん」は鹿児島産の卵を使ったカスタードクリームをスポンジで包み込んだソフトな風味が特徴の蒸し菓子です。「銅鑼殿」は北海道の小豆を用いたこだわりの粒あんどらやき。「西郷どん」は西郷さんを思わせる大きく柔らかで優しい形の丸ボーロです。

その他にもかるかんをそのままスライスして焼き上げた製法特許製品の「かるかん煎餅」など味わってもらいたいお菓子が沢山あります。皆さんも鹿児島の味わい再発見のお菓子探しを薩摩蒸氣屋でお楽しみくださいね。

焼きたての「焼きどうなつ」（左・87円/個）は天文館の店舗「菓々子横丁」（右）などで楽しめます。

定番商品「三どん」

写真上から、「かすたどん」108円 / 個、「銅鑼殿（どらどん）」108 円 / 個、「西郷どん」73 円 / 個。

DATA

有限会社薩摩蒸氣屋

鹿児島市千日町15番1号
TEL 099-238-6100
WEB http://www.jokiya.com/

『商品・サービス紹介』は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。

ご存知ですか

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
http://ameblo.jp/kote-law/

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/

ブログ随時更新中です

アメブロ　弁護士法人グレイス　検索
〈当事務所HPからもアクセス可〉

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！新規予約専用ダイヤル
☎0120-100-129
受付時間：平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
http://www.kotegawa-law.com

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784